

## 指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しについて

令和3年3月29日

八尾市地域福祉部福祉指導監査課 電 話 072-924-9362 (直通) F A X 072-922-3786
--

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という）の規定により、下記、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しを行いましたのでお知らせします。

### 【指定の取消し対象事業者】

- ・法人名 株式会社わあるず
- ・代表者 保田伸雄
- ・所在地 大阪府八尾市安中町二丁目1番63号

### 【指定の取消し対象事業所名称及び所在地】

- ・事業所名 わあるず介護センター
- ・管理者 保田伸雄
- ・所在地 大阪府八尾市安中町二丁目1番63号
- ・サービスの種別 居宅介護、重度訪問介護、同行援護
- ・事業所番号 2715501140

### (1) 指定取消しの日

令和3年3月26日

### (2) 指定の取消しの理由

- ① 不正請求及び障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為（法第50条第1項第5号、第10号該当）（対象：同行援護）

同行援護の利用者に対してサービス提供を行っていないにもかかわらず、虚偽のサービス提供実績記録票を作成し、不正に介護給付費の請求を行い、受領したため。

- ② 監査の忌避（法第50条第1項第7号該当）

当該法人役員に対して監査を行うため再三に渡り出頭を命じたが、これに応じず監査の進行を妨げたため。

- ③ 法令違反（法第50条第1項第9号）（対象：居宅介護、重度訪問介護）

同一所在地で一体的に運営する同行援護において介護給付費の請求に関する不正が行われたため。

### (3) 指定の取消し事業者に対する経済上の措置

経済上の措置として、不正に受領していた介護給付費の返還を求める。返還の対象となるのは、平成31年1月から令和2年2月までであり、加算額を含む金額（概算）は以下のとおり。

総額 874,588円（介護給付費：624,706円、加算額：249,882円）

※加算額：給付費の40%相当額